

令和 5 年 6 月 12 日 環循事発第2306051号  
改正 令和 6 年 3 月 21 日 環循事発第2403151号  
改正 令和 7 年 3 月 10 日 環循事発第2502183号

産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱を次のとおり改正する。

令和 7 年 3 月 10 日

環境大臣 浅尾 慶一郎

#### 産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）交付要綱

##### （通則）

第 1 条 産業廃棄物適正処理推進費補助金（産業廃棄物緊急対策調査事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

##### （交付の目的）

第 2 条 補助金は、「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）」（3 農振第1295号、3 林整治第722号、国総公第80号、国都安第29号、国都計第68号、国水砂第167号、環自国発第2108112号及び環循規発第2108113号）に基づき行った令和 3 年度実施の盛土による災害防止のための総点検で確認された危険が想定され、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月 26 日制定）中、イー 1 3－（1）③、ロー 1 3－（1）③に規定されている盛土緊急対策事業、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年 4 月 1 日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙12-2（盛土緊急対策事業に係る運用）に基づいて実施する事業又は沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年 4 月 6 日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙17（盛土緊急対策事業に係る運用）に基づいて実施する事業のいずれかに該当する盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性があるものについて、都道府県又は政令市（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第24条の 2 第 1 項の規定に基づく政令で定める市をいう。）（以下「都道府県等」という。）が実施する調査に必要な経費の一部を補助することにより、当該盛土に係る産業廃棄物の状況の把握に資することを目的とする。

##### （交付先）

第3条 この補助金は、事業を実施する都道府県等に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第4条 環境大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県等が実施する事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、補助対象経費を合計した額から寄付金その他の収入額を控除して算出した額に、別表第2欄の補助率を乗じて得た額を上限とし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、補助対象経費の内容については別表第1欄を参照すること。

- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定の通知)

第8条 大臣は、第6条の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは交付決定又は変更交付決定を行い、別紙様式第3による交付決定通知書又は別紙様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第6条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- 3 大臣は、第5条第2項ただし書による交付の算定がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、補助事業

の履行体制を遅滞なく大臣に報告しなければならない。

- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合を除く。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第7条に定める手続によるものとする。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2箇月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 大臣は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 大臣は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を大臣に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に産業廃棄物緊急対策調査事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 2 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 3 大臣が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、大臣は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
  - 一 大臣は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
  - 三 大臣は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、大臣が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第11条 大臣は、第9条第六号の規定による報告書及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して

報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は補助事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第一号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で大臣の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第15条 大臣は、第9条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣処分若しくは指示に従わない場合

- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
  - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項に基づく補助金の返還については、第13条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（電磁的方法による申請等）

第16条 補助事業者は、第6条の規定に基づく交付の申請、第7条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第9条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第9条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第9条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第9条第六号の規定に基づく状況報告、第9条第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第9条第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第14条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

（電磁的方法による通知等）

- 第17条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。（情報管理及び秘密保持）
- 第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
  - 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

附 則

- 1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1. この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2. この要綱による改正後の規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用し、令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。



別表

| 1. 補助対象経費                                                          | 2. 補助率 |
|--------------------------------------------------------------------|--------|
| 試掘、測量、廃棄物性状分析、臭気分析、可燃ガス分析、保有水分分析、周縁土壌分析等に係る費用並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費 | 1 / 2  |